

平成28年11月28日

P T A会員の皆様へ
(家庭数配布)

千早赤阪村立千早小吹台小学校
P T A役員候補者選出委員会
委員長 上原 裕美

平成29年度 P T A本部役員立候補届について

見事に色づいた紅葉が、凜とした空気に映える季節となりました。会員の皆様方におかれましてはますますご健勝のこととお喜び申し上げます。

さて、本校P T Aでは、次年度P T A本部役員選出の時期を迎えました。平成26年度に改正された規約に則って、この2年間、現行の方法で役員選出を行って参りましたが、課題点が見えてきたこともあり、規約細則につきまして、規約第8章第25条の通りP T A実行委員会で11月24日に改正をいたしました。別紙の新旧対照表も合わせてご覧いただき、その内容をご確認ください。また、同日配布の**P T A広報誌「千早小吹台このごろ」**にも関連の記事がございますので、お読みいただければ幸いに存じます。

細則の改正を行いました。役員選出につきましては、従来通りまずは立候補を募ることにいたしました。そこで、下記の通り、P T A本部役員の立候補を受け付けます。積極的なお申し出をお待ちしております。

記

1. 平成28年10月13日(木)に、規約第9章第28条に則り、「役員候補者選出委員会」を発足させました。
 - (1) 事務局を学校内におきます。
 - (2) 規約細則第1条第8項により、「役員候補者選出委員会」が選挙管理業務を行います。
 - (3) 規約第9章第32条により、役員候補者の選出委員は、実行委員がこれにあたり、役員候補者を選出します。
 - (4) 細則改正の概要と改正の理由については、次の通りです。

①投票実施の際の「旧千早小校区」「旧小吹台小校区」の区分けをやめ、一本化。

- ・旧千早小校区の家庭数が減り、割合的に負担感が強い。
- ・旧千早小校区からの選出を1枠とすると、旧小吹台小校区からの4枠となりバランスが適正とは言えなくなる。
- ・統合から8年が経過し、旧校区の区分けの意味合いが薄れている。
- ・旧千早小校区枠を設けて役員候補選出しているのは、必要が生じた場合、通学バスに関しての村教育委員会との折衝等を担当する役割を想定していたからだが、現行の区割りでは、通学バスを利用していない「旧千早小校区」家庭から選出されたケースもあった。
- ・「旧千早小校区」からバス担当を兼ねて選出しているのであれば、A・Bコース利用家庭から1名ずつ選出すべきだが、毎年その条件を満たせるとは限らない。

②投票実施の際、役員5枠のうち、「新6年児童家庭」からの選出を2枠に限定。

- ・現在の投票制度となったこの2年間の役員選出では、新6年生家庭のうち役員未経験で、下の学年に兄弟姉妹が在籍していない方に票が集中し、新6年生家庭から役員候補が選出される傾向が続いた。そのため、卒業式など、保護者としてのかかわりが強い行事で、役員としての任務について負担感が生じていた。

- ・役員が新6年生家庭（とりわけ下の学年に兄弟姉妹にいない家庭）からの選出に偏りがちなため、次年度に、前年度の役員経験者が不在となってしまい、役員経験者のサポートを受けにくくなっている。
- ・新5年生以下の児童の家庭からの役員選出も推奨し、新6年生家庭からの役員選出枠を2枠に制限する。投票となった場合、得票多数の方が新6年生家庭に集中しても、票数上位2家庭までの選出とし、他は、新5年生以下の家庭からとする。ただし、立候補が、新6年生家庭から多くあった場合は、2枠の上限を適用しない。

③役員候補者による役職決めについては、協議と合意を尊重。

- ・役員候補者の役職については、現行通り、役職を指定しての立候補を認めない。
- ・特定の役職を指定しての立候補を可とすると、敬遠されがちな役職を残しての投票となるケースが想定され、投票で選出された方の負担感（特に精神的に）が大きくなる。
- ・役員候補者が5名揃ってからの協議を尊重したものの、この2年間いずれも、互選の相談では決め手を欠き、やむを得ずくじ引きを行った。この方法にも異論が出ている。役職決めの方法については、役員候補者の合意を尊重することとする。

(5) その他

①「通学バス利用者担当委員（仮称）」を、PTA組織とは別におく。

- ・旧千早小校区からの2家庭選出の条件を外すことにより、通学バス担当の代表保護者としての役割が連動しなくなります。実行委員会（役員候補者選出委員会）での協議の結果、PTA組織とは別に、毎年度末もしくは新年度4月に、新6年生児童家庭で「通学バス利用者担当委員（仮称）」を決めていただくことにいたしました。

②29年度の村連P情報 <本校が会長校となる年で、連P会長職も担当>

- ・次年度は、本校が、村PTA連絡協議会（村連P）の会長校（3年に一度の輪番制）となり、29年度PTA会長と女性代表が、村連P（村立幼・小・中学校園のPTA連絡協議会）の会長と女性代表となります。南河内地区連Pもしくは大阪府PTAの会議や研修への参加要請の対象となりますことを、ご承知おきください。

2. 立候補届け出期間

11月28日（月）～12月5日（月）まで

3. 立候補受け付けの本部役員定数

5名（会長、副会長、女性代表、書記、会計の各1名）

※細則第1条第1項の通り、役職の指定はできません。

立候補届け出用紙

役員候補者選出委員会 御中

わたしは、平成29年度PTA本部役員に立候補します。

平成28年 月 日

() 年 保護者氏名 ()

児童名 ()

※お子さんが2人以上在籍の場合、上のお子さんについてだけ、ご記入ください。

※点線で切り取っていただき、学校宛にご提出ください。